

木造住宅耐震化にかかる費用の一部を補助します

STEP 1

【耐震診断】

次の事項のすべてに該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅
(桝組み壁工法、丸太組み工法、大臣などの特別な認定を得た工法のもの対象外)
- ②階数が2階以下で延べ面積が500㎡以下のもの
- ③次のどちらかの用途の住宅
 - ・専用住宅 (共同住宅及び長屋住宅は対象外)
 - ・併用住宅 (延べ面積の過半の部分が住宅の用途に供されているもの)

【派遣制度】

登録業者の中から業者を派遣します！

負担金 **0円**

【補助制度】

費用の一部を補助します！

費用の**2/3**, 限度額 **2万円**

診断の結果、倒壊の可能性がある (上部構造評点1.0未満) と判断された住宅は、STEP2へ

STEP 2

【耐震改修設計】

- ・STEP 1で上部構造評点が1.0未満と判断された住宅が対象です。
- ・上部構造評点1.0以上となるよう耐震補強をするための設計

費用の一部を補助します！

費用の**2/3**, 限度額 **20万円**

【耐震シェルター設置工事】

- ・STEP 1で上部構造評点が1.0未満と判断された住宅が対象です。

費用の一部を補助します！

対象経費以内, 限度額 **40万円**

STEP 3

【耐震改修工事】

上部構造評点1.0未満を1.0以上への工事

費用の一部を補助します！

費用の**4/5**, 限度額 **115万円**

利子補給制度利用の場合の限度額 **57.5万円**

【耐風改修工事】

- ・耐震改修工事と併せて実施する場合に限る。
- ・基準に適合しない瓦や絵の葺き替え工事

費用の一部を補助します！

費用の**23/100**, 限度額 **55.2万円**

